

開業医らの高報酬のタブー

日本総合研究所主席研究員

河村小百合



今年は、診療報酬改定が議論される年。物価高の中、医療業界からは「赤字病院が増大」などと、診療報酬の引き上げを求める「大合唱」が起こっている。

だが、ちよつと待つてほしい。その裏で、費用の内訳はどうなっているのか。

診療報酬改定に合わせて中央社会保険医療協議会が隔年で実施する「医療経済実態調査」（現時点では2023年実施分が最新）をみると、一般診療所（いわゆる「開業医」）の医療・介護費用のうち、給与費が最大の構成比（約51%）を占め、医薬品費（13%）や水道光熱費（1%強）等を大きく上回る。職種別の給与水準（年収）をみると、医師は1114万円、看護職員は400万円であるのに対して院長は2631万円と圧倒的に高い。

他方、わが国の特別職国家公務員の給与水準（年収）をみると、内閣総理大臣は4061万円、国務大臣は2961万円、内閣官房副長官や副大臣は2841万円である。公務員に準ずる立場にある日銀総裁は3607万円、同副総裁は2851万円という具合だ。開業医は全国平均でも、副大臣や日銀副総裁ク

ラスに近い高報酬を得ているわけで、そうした家庭では、年間学費が1千万円超の私立医学部に子弟を優に進学させられるのも、さもありなんだろう。その出どころは診療報酬だ。国民が、経済的に余裕のない層も含めて負担している社会保険料や受診時の窓口負担、そして納めた租税なのだ。

ちなみに、一般病院の職種別の給与水準をみると、医師（いわゆる「勤務医」）の年収の平均は全体で1461万円と、病院の開設者別でみた差はあまりないが、院長は別だ。国立の病院は1908万円、公立は2088万円にとどまるのに、医療法人の病院長は3021万円。それで「赤字で大変だ」と言われても多くの国民の共感は得られまい。

市場主義メカニズムの下、高価格の事業に顧客が付いてくるのなら、高報酬を得るのは自由だ。しかし、診療報酬は市場主義経済体制下では例外的な公定価格。にもかかわらず、開業医らの高報酬問題はこれまで事実上タブー視されてきた。衆参両院で与野党の勢力が逆転した国会の下、国民全体にとって公平で持続可能な医療分野の政策運営の改革が実現されることを期待したい。

巻頭言